

## 美ヶ原自然保護センター展示ほか改修基本構想作成業務 特記仕様書

### 1 趣旨

本仕様書は、美ヶ原自然保護センター展示ほか改修基本構想作成業務にあたり、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 美ヶ原自然保護センター展示ほか改修基本構想作成業務
- (2) 業務箇所 長野県美ヶ原自然保護センター
- (3) 業務期間 契約日から令和9年2月26日までとする。

### 3 施設等の概要

- (1) 施設
  - ・建築面積 629.36 m<sup>2</sup>
  - ・構造 木造 平屋建て
  - ・建築年 平成5年
- (2) 敷地の条件等
  - ・所有権 国有林（貸付契約締結）
  - ・都市計画区域 区域外
  - ・上・下水道 現地水源地より引水（水量に制限あり）、下水道なし
  - ・電気 中部電力からの供給地域
  - ・その他 八ヶ岳中信高原国定公園第1種特別地域内

### 4 予定工事費

施設改修工事及び展示制作等を含めて2億8千万円を上限とする。

### 5 業務計画及び報告

- (1) 契約締結後、速やかに業務計画書（業務概要、業務実施方針、業務実施体制、業務工程表等）を提出すること。
- (2) 令和8年8月末を目途に中間報告を提出し、令和9年度に実施予定の施設改修実施設計業務及び展示改修実施設計業務の概算費用を提示すること。
- (3) 外構工事の構想作成にあたり、美ヶ原自然保護センターに隣接する売店の移転を計画している松本市との調整が必要となるため、土地の利用に関しては発注者と協議すること。
- (4) 業務が完了した時は、速やかに成果物・業務完了報告書を提出すること。

### 6 業務スケジュール

- (1) 基本構想作成 契約日 ～ 令和9年2月26日（8月末に中間報告）
- (2) 施設・展示実施設計 令和9年5月 ～ 令和10年3月
- (3) 施設工事、展示制作等 令和10年5月 ～ 令和12年3月

※本スケジュールはおおまかな業務スケジュールであり、業務を実施する中で決定する予定である。

## 7 業務内容

本業務を実施するうえで想定している項目は以下のとおり。

### (1) 調査・整理業務

- ア 既存施設の現況調査、課題の整理
- イ 既存展示資料の調査及び展示資料カードの作成、特性の整理
- ウ 参考となる最新の国内事例の例示
- エ 改修の方向性の協議

### (2) 基本計画（案）の作成

- ア 建築・外構改修計画
  - (ア) 外構整備計画
  - (イ) 設備改修計画
  - (ウ) 展示改修に伴う建築改修の整理
  - (エ) ゼロエネルギー化に向けた実現可能性の調査
- イ 展示改修計画
  - (ア) リニューアルコンセプトの検討
  - (イ) 展示の基本的な考え方
  - (ウ) 展示構成案の検討
  - (エ) 空間計画の検討（ゾーニング、動線等）
  - (オ) 研修室利活用計画と必要機能の整理
  - (カ) 情報発信機能及びサービス機能の手法検討
  - (キ) 運営に関する基本的な考え方の整理
  - (ク) 展示改修に伴う建築・設備への与件の整理
  - (ケ) 監修等学識関係者へのヒアリング

### (3) 事業予算及び整備スケジュールの検討

- ア 松本市等関係機関との調整打合せへの参加
- イ 事業概算費用の算出（建築・展示共）
- ウ 整備スケジュールの検討

### (4) 協議打合せ

本業務の実施にあたっては、月1回程度の協議打合せを想定している。打合せ方式（対面又はリモート）は問わないが、業務着手時、中間報告時及び業務完了時は対面方式を必須とする。

### (5) 報告書作成

上記業務内容の取りまとめを行い、成果として報告書を作成するものとする。

### (6) その他の留意事項

- ア 必要に応じて適宜協議・報告を行い、協議・報告実施後は必ず打合せ記録簿を作成し、速やかに提出すること。
- イ 本業務に係る各種会議及び関係機関との協議に参加し、説明及び資料作成等に協力すること。
- ウ 環境条件（寒冷、高標高、冬期間閉館等）への対応を十分に考慮すること。
- エ 環境負荷（LED照明、省エネルギー等）の低減を考慮すること。
- オ ライフサイクルコストの低減、維持管理の容易さを考慮すること。
- カ 基本構想の作成にあたっては、環境省自然環境局自然環境整備課の作成する『自然公園等施設技術指針（令和4年3月最終改定）』を参考にすること。
- キ 参考となる最新の国内事例の例示については、類似のビジターセンター等2～3館程度とする。
- ク 監修等学識関係者へのヒアリング先は別途指示する。

## 8 成果物、提出部数等

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 既存施設調査報告書 (A 4 横)                                | 3 部 |
| (2) 基本構想報告書 (詳細版及び概要版)<br>(A 4 縦、図面等 A 3 の場合は折り込むこと) | 3 部 |
| (3) 展示資料カード (A 4 横)                                  | 2 部 |
| (4) 工程、事業費概算等関連資料 (A 4 横)                            | 3 部 |
| (5) 関係者との打合せに係る議事録 (A 4 縦)                           | 3 部 |
| (6) 上記の電子データファイル (CD 又は DVD)                         | 1 枚 |

## 9 土地への立入り

- (1) 作業実施にあたり、第三者の土地に立ち入る場合、または第三者の所有物に影響を与えたり一般の交通に支障を及ぼす等第三者に損害を与えるおそれのあるときは、受注者はあらかじめ監督員と詳細にわたって打合せを行い了解を得るものとする。また、監督員の承諾なくして第三者に危害を与えたときは受注者において解決するものとする。
- (2) 調査範囲が国有林野である場合、当該国有林を所管する森林管理署へ入林届を提出すること。

## 10 権利関係

- (1) 本業務における成果物の取扱い
  - ア 本業務の履行における成果物の所有権は全て長野県に帰属するものとする。
  - イ 成果物が著作権法 (昭和 45 年法律第 48 条) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物 (以下「著作物」) に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権 (著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。) を当該著作物の引渡時に長野県に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等 (以下、「権利留保物」) については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (2) 著作権・知的財産権の使用  
本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないように留意すること。

## 11 その他

- (1) 受注者は、やむを得ない事情により、本特記仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、本特記仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受注者は、本特記仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- (5) 受注者は、事業を履行するにあたり、第三者の損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 本特記仕様書に定めのない事項については、委託者と受注者が協議して決定する。
- (7) 提出された成果物は、当該施設に係る実施設計業務の請負業者に貸与し、当該設計業務における施工図の作成等に使用する。
- (8) 受注者は、業務内容及びその成果を発注者に承認を得ずに第三者に知らせてはならない。